人事院は、 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) に基づき、 人事院規則一七一〇 (管理職員等の

範囲)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年十二月二十一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一七—〇—一三八

人事院規則一七一〇(管理職員等の範囲) の一部を改正する人事院規則

院規則一七—〇 (管理職員等の範囲) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

別表文部科学省の部内部部局 の項中 「高校修学支援室長 教育課程企画室長」 を 「教育課程企画室長 情

室長」 報教育振興室長 新 興 外国 融合領域研究開 [語教育推進室長] 発調 に、 查戦略 「情報教育振興室長 空長」 を 「戦略 研究推進室長」 外国 語教育推進室 に、 「量子研究推 長 を 「高校修学支援 進室長 地

域支援室長」 を 「競争的 研究費調整室長 拠点形 成 地 域 振興室長」 に、 競 争的資金調 整室 長 基礎 研 究

推進室長 素粒子 原子 核研究推 進室長」 を 「量子 ,研究推; 進室長 素粒子・原子 核研究推 進室長 大学研 究

力強化室長」に改め、 「原子力国際協力室長」 を削り、 同部国立教育政策研究所の項中 「総合研究官」 を削

別表厚生労働 省の部内 部部局の 項中 「麻薬対策企画官 検疫所業務管理室長」 を 「麻薬対策企 画官 検疫

所業務企画 労働保険審査会事務室長 調 整官」 に、 鑑定調整室長」 調査資料室長」 を を 「戦没者遺骨鑑定推進室長」 「検疫所管理室長 労働保険審査会事 に改め、 務室長 社会統計官」 健全育成推進 を削

り、

室長 母子家庭等自立支援室長 施設調整等業務室長 調査資料室長 戦没者遺骨調査室長 保健統計室長

没者遺骨鑑定推進室長、 社会統計室長」 に改め、 検疫所管理室長」 検疫所業務管理室長」 に、 「総務班長 を削り、 予算班長 事業推進室長」 管理班長」 を を 「予算班長 事業推進室長、 管理班 戦 長

総務班長 人事 班長」 に改める。

別表農林水産省 \mathcal{O} 部内部 部部 局 \mathcal{O} 項 中 「農村政策推進室長」 を 「農村政策推進室長 都市農業室長」に、

都市農業室長」 を 農福連携推進室長」 に改め、 同部地方農政局 の項中 「事業管理調整官」 を 「事業管理調

整官 洪水調節機能強化対策官」 に改め る。

別表国土交通省 \bar{O} 部地方航空局 の項中 「空港経営改革調整官」 を削 る。

別表備考第一項中「令和三年九月一日」 を「令和三年十一月三十日」に改める。

附

則

この規則は、公布の日から施行する。